

みんな
市民が主役！

まちづくり ルールブック



平成 28 年度
大津市

みんな 市民が主役のまちづくり

大津市では安全で暮らしやすいまちづくりを目指して、都市計画法や建築基準法などにより土地の使い方や建物の建て方などのまちづくりの基本ルールが決められています。

それに加えて、地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定、近隣景観形成協定など、基本ルールを補ういろいろなまちづくりに関する制度を活用して、地域に応じた住み良いまちづくりを行っている地域もあります。

地域ごとのまちづくりの実現には、地域住民がまちづくりに積極的な意向を持って、住民自らがルールを決め、それを守ることが大切です。

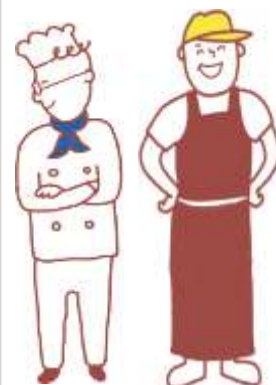
この「**みんなが主役！ まちづくりルールブック**」では、基本ルールを補うまちづくりに関する制度の概要や活用事例、まちづくりルールの種類や使い方を紹介しています。

みなさんが中心になってまちづくりを行う際の手がかりとしてご活用ください。

平成 29 年 3 月 大津市都市計画課

目 次

- 1 何のために「まちづくりルール」を決めるの？
～「まちづくりルール」とは～
- 2 「まちづくりルール」をみんなで決めよう！
～「まちづくりルール」のつくり方～
- 3 こんなことで困っていませんか？
～課題の把握～
- 4 どんな「まちづくりルール」があるの？
～ルールを知ろう～
- 5 ルールを定める制度は何があるの？
～制度を選ぼう～
 - ・地区計画
 - ・建築協定
 - ・緑地協定
 - ・景観協定
 - ・近隣景観形成協定
- 6 詳しくはどこに聞けばいいの？
～手続き・問合せ先～

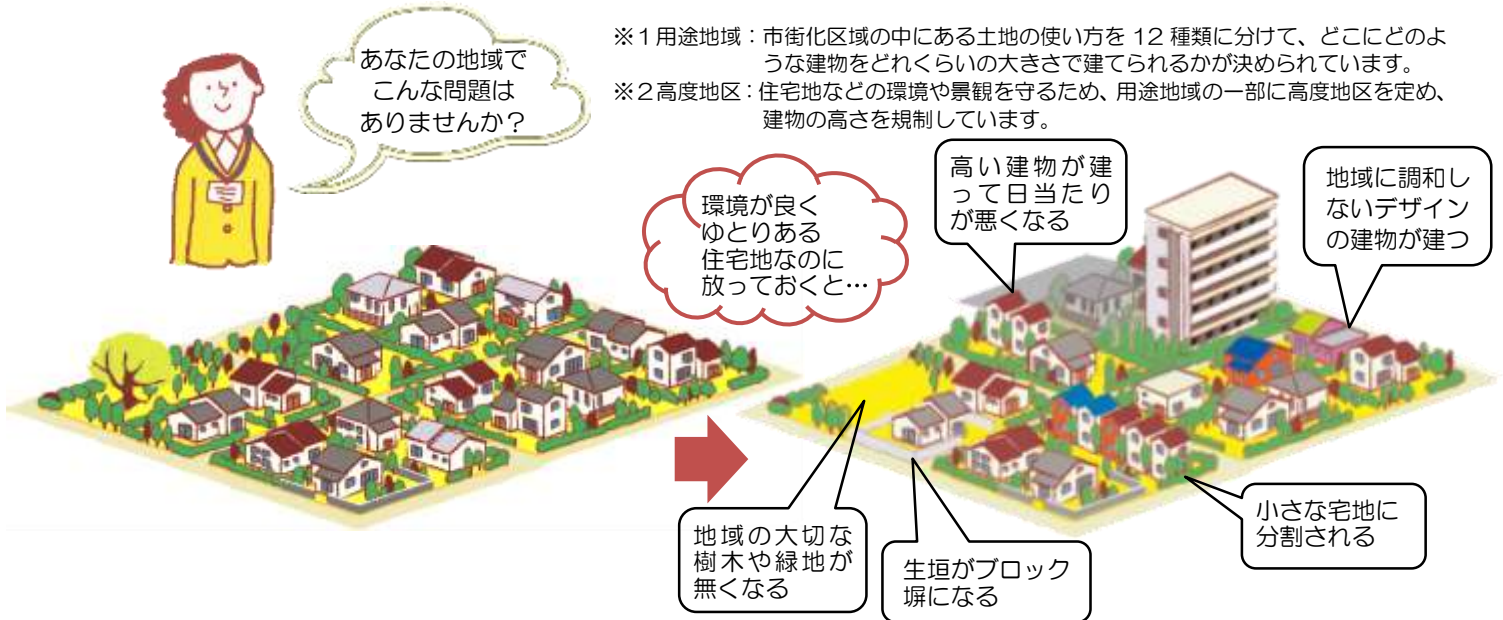


1 何のために「まちづくりルール」を決めるの？

～「まちづくりルール」とは～

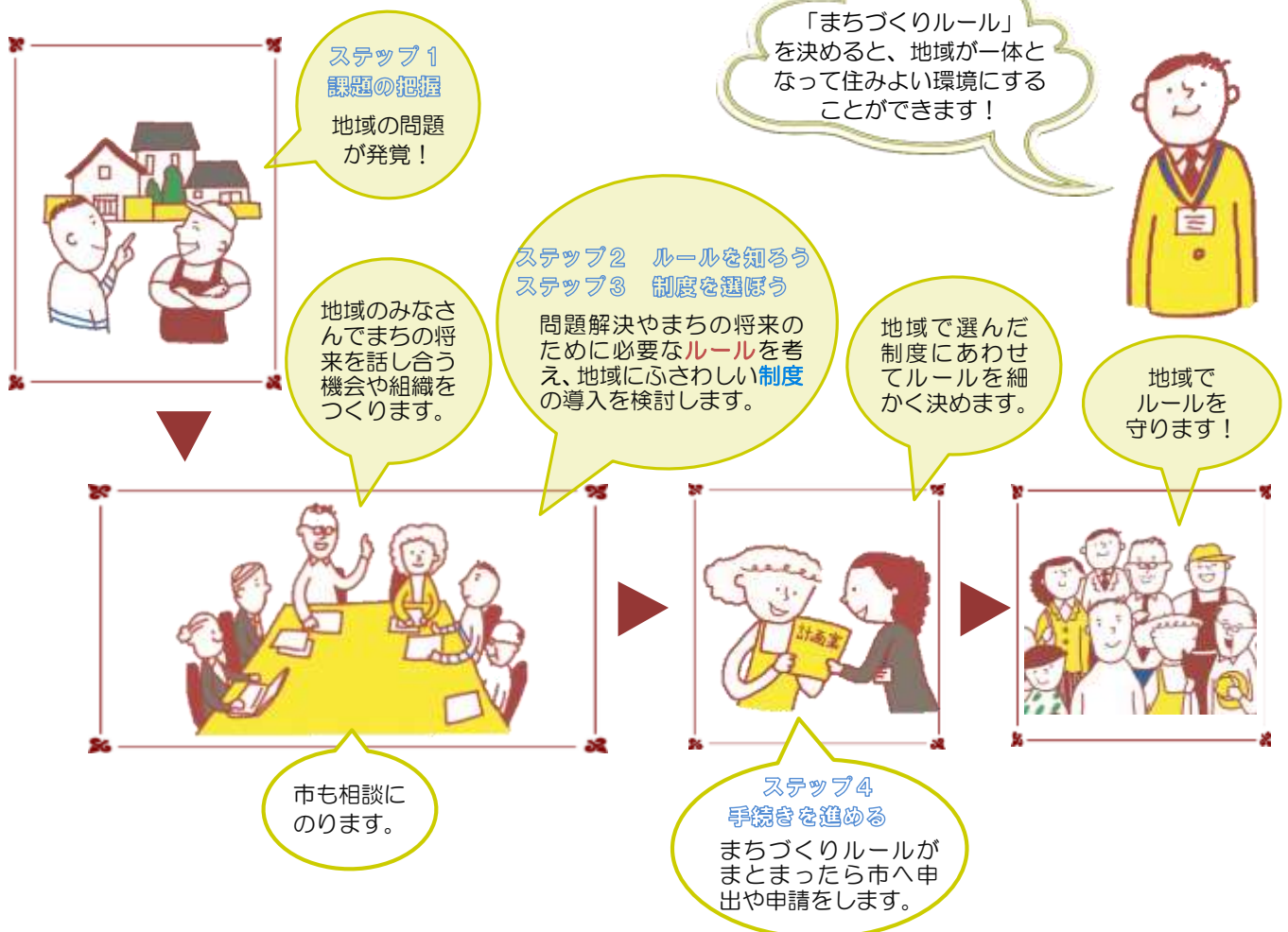
「まちづくりルール」とは地域限定のルールを定めるものです。もともと都市計画により、建てられる建物の用途や高さ（用途地域※1、高度地区※2）などが決められていますが、地域の皆さんで話し合って、区域を指定して、地域に合ったルールを追加することができます。

ルールを定める制度として、**地区計画**・**建築協定**・**緑地協定**・**景観協定**・**近隣景観形成協定**があります。



2 「まちづくりルール」をみんなで決めよう！

～「まちづくりルール」の作り方～



3 こんなことで困っていませんか？～課題の把握～

あなたの地域の課題は「まちづくりルール」で解決できます！

良好な住宅地で・・・



課題

落ち着いた住宅街の環境を守るため、戸建て住宅中心の建物が建つようにしたい

敷地の分割などにより面積が小さくなり、建物が密集することを防ぎたい

緑豊かな住環境を維持したい

地域に昔から残る緑地と樹木を守りたい

使えるルール

住宅中心の建物が建つように**建物の用途**を制限することができます

敷地の**最低面積**を決めたり、**建物の規模（建ぺい率）**を決めてオープンスペースを確保することができます

緑化率を決めて地域の緑を増やすことができます

地域の**緑の保全**に関するルールを決めて地域の緑を守ることができます

使える制度

地区計画
建築協定
景観協定

地区計画
建築協定
景観協定

地区計画
緑地協定
景観協定
近隣景観形成協定

課題

環境が良く、統一感がある美しいまち並みを維持したい

高層マンションが建ち日当たりや風通しが悪くなることを防ぎたい

みんなで美化活動をして美しいまちを維持したい

使えるルール

建物のデザイン・色の基準を決めてまちの統一感を図ることができます

塀・垣・さく（フェンスなど）の基準を決めてまちの統一感を図ることができます

建物の高さを10m以下にするなど高さの最高限度を決めて、現在の環境を保全することができます

地域の**花壇づくり**や**清掃活動**などの**美化や清掃**などのルールを決めることができます

使える制度

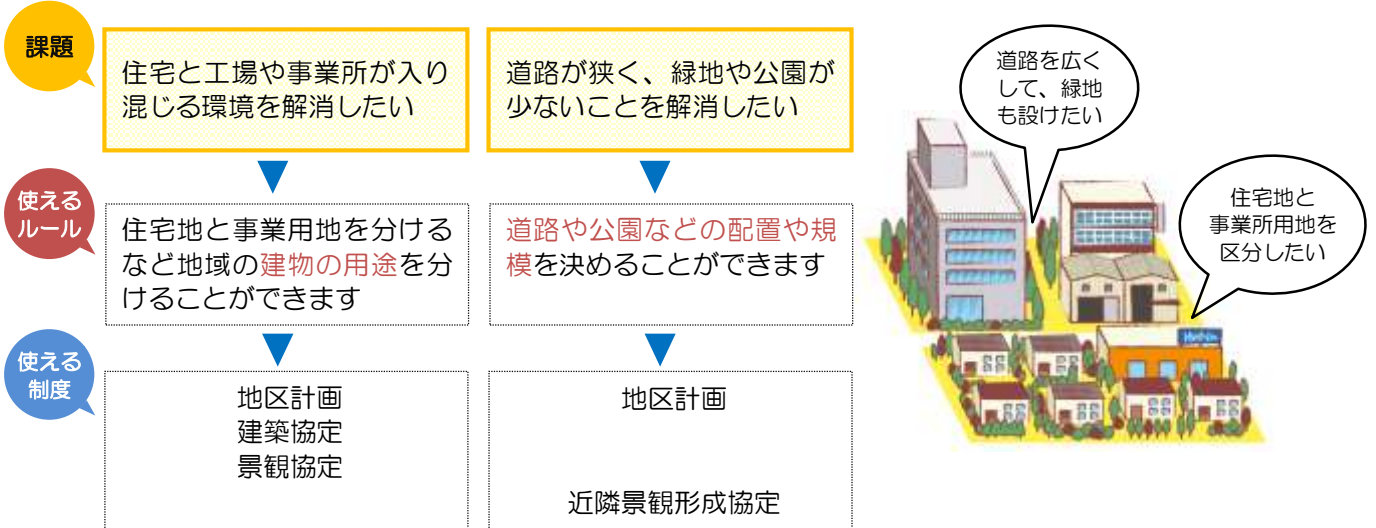
地区計画
建築協定
景観協定
近隣景観形成協定

地区計画
建築協定/緑地協定
景観協定
近隣景観形成協定

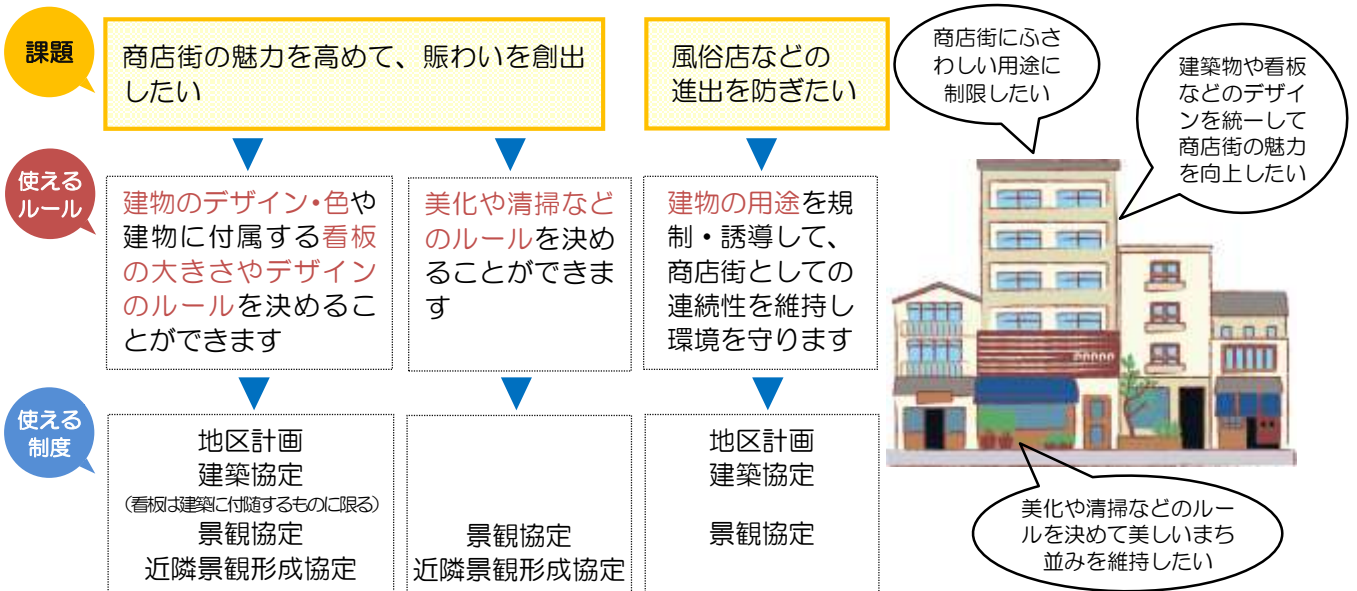
地区計画
建築協定
景観協定

景観協定
近隣景観形成協定

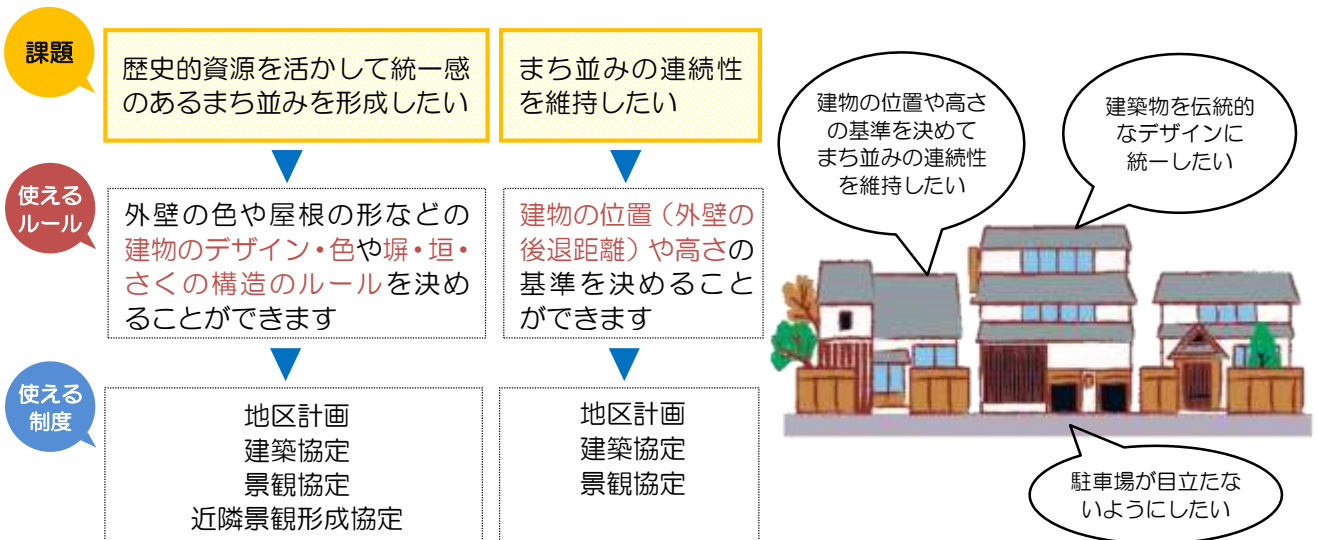
密集した住宅地で・・・



商業施設が多い市街地で・・・



歴史的まち並みが残る地域で・・・



4 どんなまちづくりルールがあるの？～ルールを知ろう～

各制度で定めることができるまちづくりのルールの種類と使い方について説明します。地域で必要なルールは何か考えましょう。

使えるルール

建物の用途を決める

一戸建て住宅が中心のまちにしたい

地域にふさわしくない店の出店を防ぎたい

住宅と事業所のエリアを区分したい

集合住宅が建たないようにしたい

地区計画

建築協定

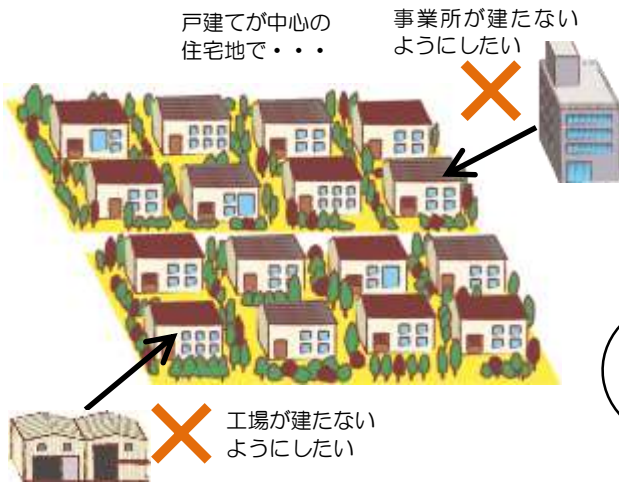
景観協定

課題

使える制度

何のために制限するの？

地域にふさわしい建物の用途を誘導します。



どのように制限するの？

- 用途を区分して、住宅と事業所が入り混じらないようにします。
- 建てられる建物の用途、建てられない建物の用途を定めます。



使えるルール

敷地の面積を決める

ゆとりのあるまち並みにしたい

敷地が分割されないようにしたい

建物が密集するのを防ぎたい

調和のとれたまち並みを維持したい

地区計画

建築協定

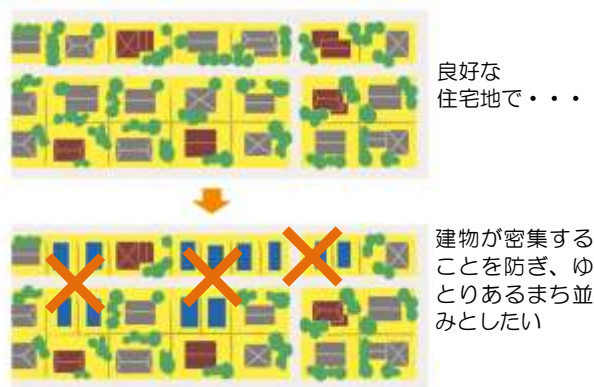
景観協定

課題

使える制度

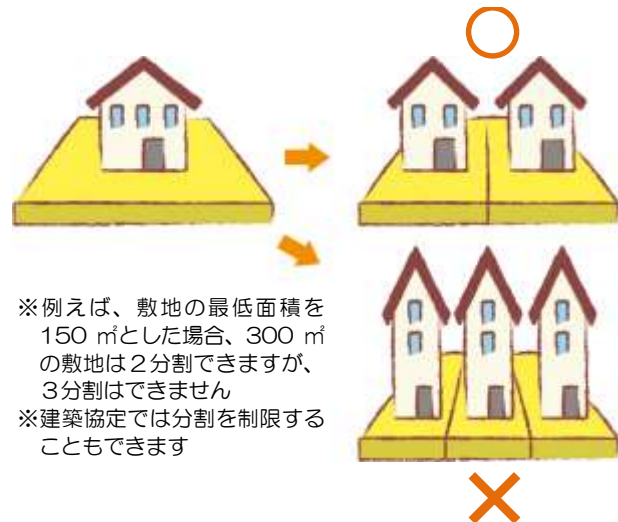
何のために制限するの？

良好な住環境を維持保全するため、敷地が小さく分割されて建物が密集することを防ぎます。



どのように制限するの？

- 地域にあった敷地の最低面積を定めます。



使える
ルール

建物の規模 (建ぺい率) (容積率) を決める

ゆったりとした
敷地の住宅街に
したい

隣地との
スペースを
確保したい

日照や採光
風通しを
確保したい

規模の大きな
建物が建たない
ようにしたい

地区計画

建築協定

景観協定

課題

使える
制度

何のために制限するの？

〈建ぺい率〉

- 通風、採光、日照を確保します。
- 敷地内のオープンスペースを確保します。
- 建物が密集することを防ぎます。

〈容積率〉

- 地域にあった建物となるように建物の規模を定めます。

通風・採光・日照
を確保したい



オープンスペース
を確保したい

どのように制限するの？

- 具体的な建ぺい率や容積率の数値(上限)を定めます。

※例えば、用途地域で建ぺい率 40%、容積率 80%と決まっている地域で、容積率を 60%にすると2階部分のボリュームを抑えるよう誘導できます



使える
ルール

建物の高さ を決める

高層の建物が
建たないように
したい

日照や採光を
確保したい

屋根や軒の
そろったまち並
みを維持したい

道路に面した
建物の高さを
統一したい

地区計画

建築協定

景観協定

課題

使える
制度

何のために制限するの？

- 日照や採光を確保します。
- まち並みを統一します。

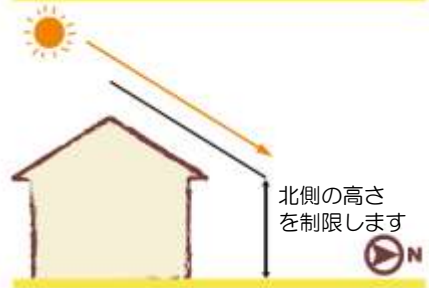
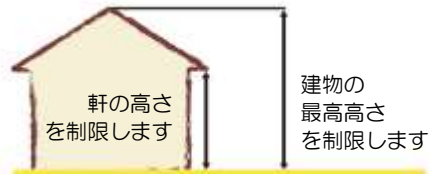
高い建物が建って
日が当たらなくなる
ようにしたい



屋根や軒の高さがそろっ
たまち並みを維持したい

どのように制限するの？

- 建物や軒の高さを制限します。



使える
ルール

建物の位置 (外壁の 後退距離) を決める

商店街に歩きやすい歩行者空間を生み出したい

建物前にオープンスペースを確保したい

軒の揃った歴史あるまち並みを維持したい

駐車場には塀を設け、まち並みを連続させたい

課題

使える
制度

地区計画

建築協定

景観協定

何のために制限するの？

- <道路から>
- ・まち並みの連続性を維持します。
 - ・商店街などで、外壁を後退させて歩きやすい歩行者空間をつくります。
- <敷地境界から>
- ・日照や通風、採光の確保、延焼の防止などに役立ちます。



どのように制限するの？

- <道路から>
- ・建物の後退距離を定めます。道路に面して駐車場を整備する場合は、塀などの設置によりまち並みの連続性を維持します。
- <敷地境界から>
- ・敷地境界からの距離を定めます。



使える
ルール

塀・垣・さくの構造を決める

防犯を考慮して道路から見通しが利くようにしたい

隣地との境界はフェンスにしたい

季節感のある生垣で緑化をしたい

歴史あるまちなので和風の塀で統一したい

課題

使える
制度

地区計画

建築協定

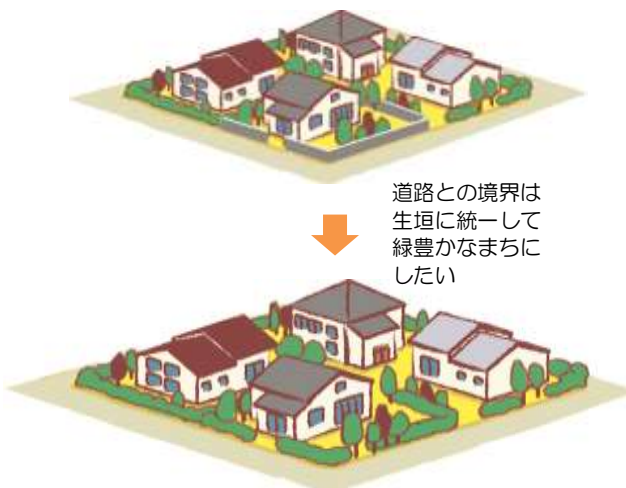
緑地協定

景観協定

近隣景観形成協定

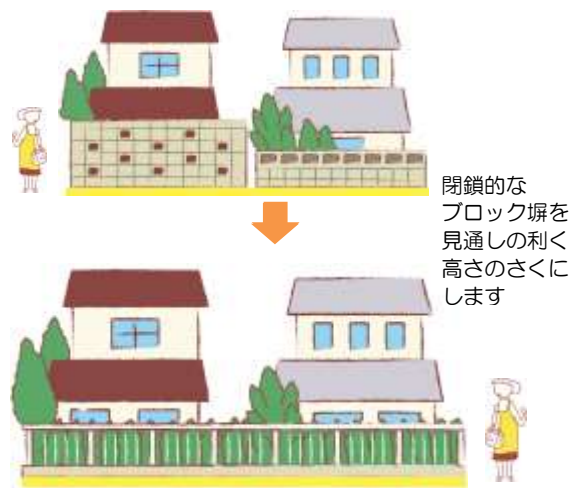
何のために制限するの？

- ・統一感のあるまち並みをつくります。
- ・防犯に強いまちづくりを行います。



どのように制限するの？

- ・道路に面する境界を生垣に、敷地境界は透過性のあるフェンスにするなど塀・垣・さくの高さや構造を定めます。



使える
ルール

建物の デザイン・ 色を決める

刺激的な色の
建物の建築を
防ぎたい

建物の外壁の色
や屋根の形を
統一したい

歴史ある地域の
まち並みを再生
したい

屋根と外壁の
色の基準を
決めたい

地区計画

建築協定

景観協定

近隣景観形成協定

課題

使える
制度

何のために制限するの？

- 建物などの色や形をそろえて、地域にふさわしい調和のとれたまち並みをつくります。
- 大きな看板や刺激的な色を防ぎ、魅力あるまち並みをつくります。

まち並みになじまない建物が建たないようにしたい・・・



どのように制限するの？

- 屋根の形や傾斜方向を規制します。
- 建物などに刺激的な色を用いないように、色彩の基準を決めます。
- 看板の面積やデザインを制限します。

看板の面積やデザインを制限します

建物のデザインや色を制限します



使える
ルール

緑化と緑地の 保全 を決める

地域に昔から残る
緑地や古木を
保存したい

各住戸の前に
シンボルツリー
を植えたい

既存の緑豊かな
まち並みを維持
したい

町内の空地に
花壇をつくり
美化したい

地区計画

緑地協定

景観協定

近隣景観形成協定

課題

使える
制度

何のために制限するの？

- 潤いのあるまちをつくることができます。
- 緑豊かな環境の良いまちを維持することができます。

地域の大切な樹木を守りたい



緑豊かで環境が良い
まちにしたい

どのように制限するの？

- 敷地に対する緑地の割合（緑化率）を決めます。
- 道路に面する場所を緑化するなど具体的に緑化しなければならない場所を定めて、緑化を推進します。

緑化率を
決めます



道路に面した場所
は緑化するなどの
ルールを決めます



5 ルールを定める制度は何があるの？～制度を選ぼう～

地域に必要なルールを考えたら、定めることができる制度を選びましょう。
あなたの地域ではどの制度を活用しますか？



地域で決めたルールを大津市が定めて運用します



- ・地域の将来像と地域に合ったきめ細かなルールを都市計画として定めます。
- ・建築の際は市への届出が必要となりルールに合わないとい市から指導や勧告があります。

決められる
ルール

特 徴

- ◇地区計画の方針
地域の将来像を決めます
- ◇地区整備計画
<道路や公園などの配置や規模に関すること>
<建物や工作物に関すること>
 - ・建物の用途
 - ・敷地の面積
 - ・建物の規模（容積率・建ぺい率）
 - ・建物の高さ
 - ・建物の位置（外壁の後退距離）
 - ・工作物の設置
 - ・塀・垣・さくの構造
 - ・建物のデザイン・色
 - ・緑化に関すること
- <緑地の保全に関すること>

- ・建物や敷地のルールに加え、工作物や緑に関するルールについても定められます。
- ・地域の道路や公園などの配置や規模について、地区の施設として計画できます。

- 策定主体：土地所有者等が案を考えて大津市が決定します
- 合意形成：関係する土地所有者等の2/3以上、かつ同意者の所有面積が全体の2/3以上となる合意が必要です
- 運用：大津市が行います
- 有効期限：なし
- 区 域：都市計画区域内で0.5ha以上の規模

地区 計画

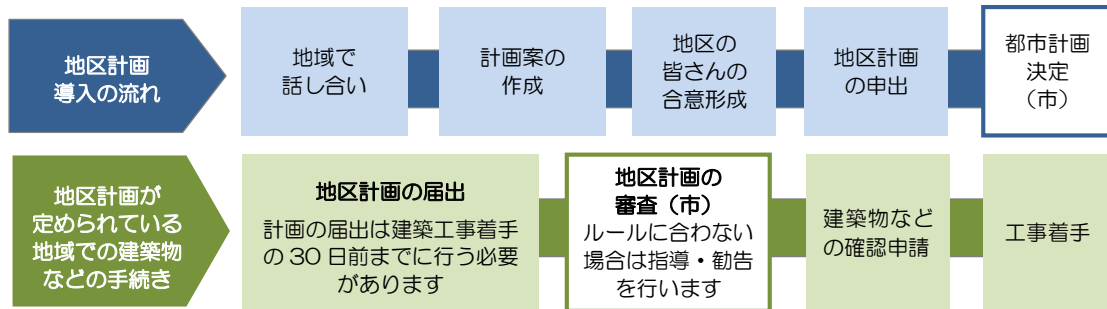
建物や敷地、工作物や緑についてのルールを決めることができます

ここが
ポイント！

ルールの対象は建物、敷地、工作物、緑と総合的

地域の道路や公園についても計画できる

ルールの運用は大津市が行う



※確認申請は必要なものに限ります。

事 例

青山C地区

草津市との境界に位置する土地区画整理事業が完了した区域。良好な居住環境の形成のために地区計画を活用し、敷地の最低面積の設定、用途の制限を行うとともに、地区にふさわしい景観を形成し維持するために、建物の規模、緑化率を定め、建物の高さや建物のデザイン・色、垣・さくの構造の制限を行っています。



旧東海道沿道京町通り地区

大津百町と称されてきた中心市街地の旧東海道沿道に位置しています。歴史的まち並みを維持し保全するために地区計画を活用し、用途の制限、壁面位置の制限、建物等のデザイン・色の制限等を行っています。地区計画に加えて、具体的な手法を示したガイドラインを地域主体で発行し活用されています。



ベルヴィタウンタ照大江一丁目地区

良好な居住環境の形成と事業所環境の創出のために、住宅地区と事業所地区を区分し、用途を制限しています。

県道比叡山線沿道地区

歴史あるまち並み景観を形成するため、建築物、門、塀などのデザイン、道路に面する建築物の屋根や庇の形状や材料を定めています。

地域で決めた建築や敷地に関するルールを地域で守り運用します



- 地域の合意した人たちで建築協定を結び、建築基準法に基づく市長の認可を受けます。
- 地域の住民が協力しあい、建築基準法で定める基準よりきめ細かい基準を定め、地域で守っていきます。
- 有効期限を決める必要があります。

建築協定

建物や敷地についてのルールを決めることができます

ここがポイント！

ルールの対象は建物と敷地に限定

比較的狭い地区でも効果がある

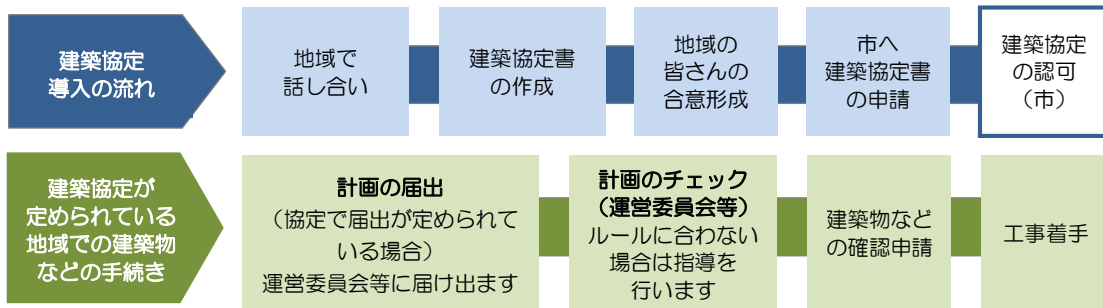
自主的なルールの運用が可能

決められるルール

- ◇建物や敷地に関すること
 - 建物の用途
 - 敷地の面積、分割の禁止
 - 建物の規模（容積率・建ぺい率）
 - 建物の高さ・階数
 - 建物の位置（外壁の後退距離）
 - 塀・垣・さくの構造
 - 建物のデザイン・色
 - 建物に付随する看板や広告など
- ◇有効期限
- ◇建築協定に違反した場合の措置

特徴

- ルールの対象が建物や敷地に関することに限定されます。
- 「敷地の分割禁止」や「階数」について決めることができます。
- 地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。（後から土地所有者等となった人にも効力が及びます。）
- 策定主体：土地所有者等
- 合意形成：関係する土地所有者等の全員の合意が必要です
- 運用：土地所有者等地域の方が行います。一般的には、土地所有者等の代表者で協定運営委員会を組織し運用を行います。
- 有効期限：協定で決めます
※一般的には10年です
- 区域：大津市全域



※確認申請は必要なものに限りです。
※建築協定は建築確認と連動していません。

事例

櫟小路（レークピア大津 仰木の里）

街区中央にクヌギの小山を中心とした緑地と集会所を設け、共有地・共有施設として管理されています。住宅地としての環境を維持するため、一戸建て住宅のみが建てられるように**建物の用途**が定められています。また、道路及び通路等共有地境界と隣地境界からの**後退距離**、**一区画の面積や間口の広さ**、**建築物の高さ**、**屋根の形状や色彩の基準**、**外壁の色彩の基準**など**建物のデザイン・色**に関することを定めています。これらのルールを守ることで、統一感のある庭続きのような住宅地が形成されています。



地域で決めた緑に関するルールを地域で守り運用します



- 地域の合意した人たちで緑地協定を結び、都市緑地法に基づく市長の認可を受けます。
- 地域の住民が協力しあい、緑地の保全や緑化に関するきめ細かい基準を定め、地域で守っていきます。
- 有効期限を決める必要があります。

決められる
ルール

- ◇ 緑地の保全や緑化に関すること
 - 保全や植栽する樹木などの種類
 - 保全や植栽する樹木などの場所
 - 保全や設置する垣・柵の構造
 - 保全や植栽する樹木などの管理に関すること
- ◇ 有効期限
- ◇ 緑地協定に違反した場合の措置

特徴

- ルールの対象が緑地の保全や緑化など緑に関することに限定されます。
- 地区計画では決められない「樹木の種類や場所」について定めることができます。
- 地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。
(後から土地所有者等となった人にも効力が及びます。)
- 策定主体：土地所有者等
- 合意形成：関係する土地所有者等の全員の合意が必要です
- 運用：土地所有者等地域の方が行います。一般的には、土地所有者等の代表者で協定運営委員会を組織し運用を行います。
- 有効期限：協定で決めます
※5年以上30年未満です
- 区 域：都市計画区域内

緑地協定

緑地の保全や緑化についてのルールを決めることができます

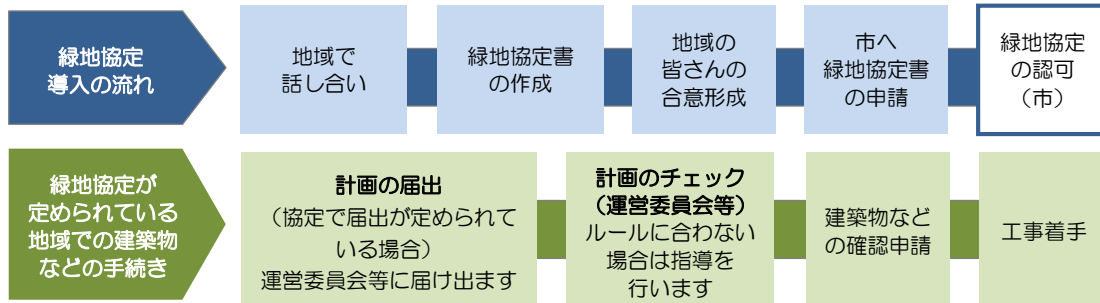
ここがポイント！

ルールの対象は緑地の保全や緑化に限定

樹木の種類などを決めることができる

比較的狭い地区でも効果がある

自主的なルールの運用が可能



事例

真野六丁目第2地区

大津市北部の自然豊かな住宅地において、緑化面積や樹木の種類、植栽場所、樹木の管理などについて開発者が緑地協定を締結し、その後協定区域内の住民により運用されています。境界に面する場所に、垣又はさくを設ける場合は、生垣又はネットフェンス等の透視可能なものとするよう定めています。

同地区では、建築に関する基準を定めた建築協定も締結されており、建築協定と緑地協定が併用して活用されています。



地域で決めた景観に関するルールを地域で守り運用します

- 地域の合意した人たちで景観協定を結び、景観法に基づく市長の認可を受けます。
- 地域の住民が協力しあい、景観に関するきめ細かい基準を定め、地域で守っていきます。
- 有効期限を決める必要があります。

景観協定

景観についてのルールを決めることができます

ここがポイント！

ルールの対象は良好な景観の形成に関すること

清掃など生活環境に関するルールも決められる

比較的狭い地区でも効果がある

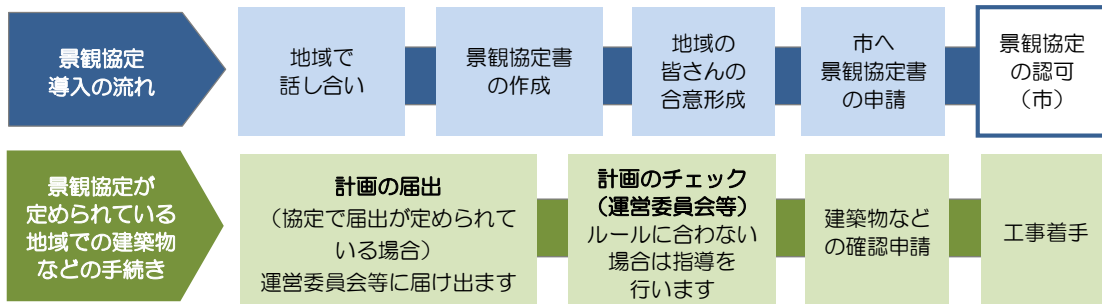
自主的なルールの運用が可能

決められるルール

- ◇建物や工作物に関すること
 - 建物の用途
 - 敷地の面積
 - 建物の規模（容積率・建ぺい率）
 - 建物の高さ
 - 建物の位置（外壁の後退距離）
 - 塀・垣・さくの構造
 - 建物のデザイン・色
 - 看板や広告などの工作物
- ◇緑地の保全や緑化に関すること
- ◇景観に関すること（花壇の設置・清掃活動・照明など）
- ◇有効期限
- ◇景観協定に違反した場合の措置

特徴

- ルールの対象は景観に関する幅広い事項であり、建物や工作物、緑に関するに加え、清掃活動などについても決められます。
- 地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。（後から土地所有者等となった人にも効力が及びます。）
- 策定主体：土地所有者等
- 合意形成：関係する土地所有者等の全員の合意が必要です
- 運用：土地所有者等地域の方が行います。一般的には、土地所有者等の代表者で協定運営委員会を組織し運用を行います。
- 有効期限：協定で決めます ※5年以上30年以下です
- 区域：景観計画区域内



※確認申請は必要なものに限ります。
※景観協定は建築確認と連動していません。

事例

落雁の道地区景観協定・ 出島灯台のまち景観協定（堅田）

多くの社寺や伝統的な様式の町家が連なる歴史的なまち並みが存在している地域において、琵琶湖畔の水辺景観や歴史的文化的景観と調和のとれた活気ある商業環境や快適な住環境のまちづくりを目指して、良好な景観及び環境を形成することを目的とした景観協定が締結されています。

歴史的なまち並みを保全するため、**建物の高さ、屋根の形状・色・勾配、外壁の色調**などを定めています。また、**道路に面する部分の門や塀、看板や工作物のデザイン**の基準も定めています。落雁の道地区では、各住戸面積が小規模の共同住宅が建たないような**用途の制限**も定めています。



自治会や町内会で決めた景観に関するルールを地域で守ります



近隣景観形成協定

自治会や町内会の身近な景観についてのルールを決めることができます

ここがポイント！

地域の個性や特徴に合ったルールが可能

美化や環境保全に関するルールも決められる

自治会や町内会で取り組める

まちづくりのはじめの一歩として活用

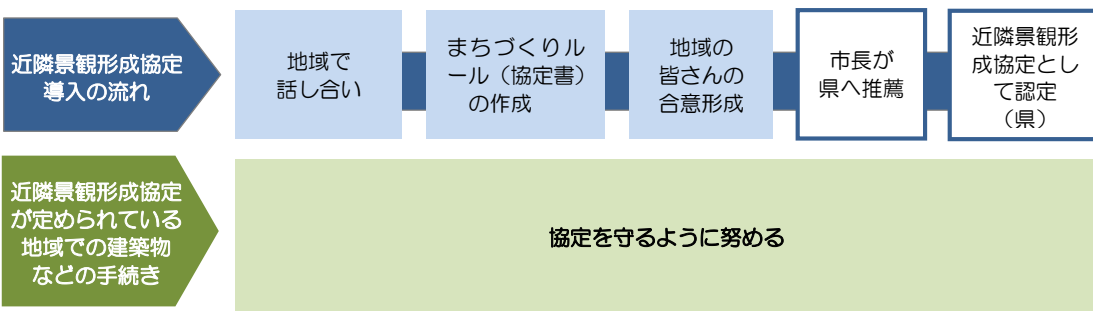
- 自治会や町内会を対象とした、滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく制度です。市長の推薦により知事が認定します。大津市では認定を受けた地域で、協定の関係者が美しいまちづくりのために行う事業について補助金を交付しています。（申請必要）
- 自治会や町内会などを単位として、自主的に美しく住みよいまちづくりのルールを定めて地域で守っていきます。

決められるルール

- ◇建物や工作物に関すること
 - ・建物や工作物のデザイン・色
 - ・建物の用途*
 - ・敷地の面積*
 - ・建物の規模*
 - ・建物の高さ*
 - ・建物の位置（外壁の後退距離）*
 - ・塀・垣・さくの構造
 - ・道路や公園などの位置づけ*
- *印については景観形成に関することについて決められます
- ◇緑地の保全や緑化に関すること
- ◇公共地の緑化や美化に関すること（花壇の設置・清掃活動など）
- ◇その他景観形成に関すること（環境保全など）
- ◇有効期限

特徴

- ・ルールの対象は身近な景観に関する幅広い事項であり、建物や工作物、緑に関するに加え、美化や環境保全についても決められます。
- ・地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人々には効力が及びません。強制力は弱く、違反した場合の措置はありません。
- ・まちづくりのはじめの一歩として導入し、段階的に地区計画や景観協定に進めたい地域で有効です。
- 策定主体：自治会や町内会など
- 合意形成：協定区域内の土地や建物の所有者又は管理者の2/3以上の合意が前提となります
- 運用：協定締結者が自主的に行います
- 有効期限：協定で決めます（5年以上）
- 区域：滋賀県内の自治会や町内会などの区域



事例

ふるさと生津の景観を守り育てる協定（伊香立）

緑豊かな森林や清らかな小川が流れる自然に恵まれた田園地帯です。圃場整備に伴った修景事業を契機に、さらに美しい町をつくろうという機運が高まり、建築物や敷地の緑化、公共地の緑化及び美化に関するルールを定めた近隣景観形成協定が締結されました。協定では、既存樹木の維持管理や四季折々の花や実のなる樹木を植栽するなど緑化について定めています。平成11年に期限が終了しましたが、現在も美しいまち並みが維持されています。



各制度の比較表

各制度の特徴・違いを把握してどの制度にするか検討しましょう。

		地区計画	建築協定	緑地協定	景観協定	近隣景観形成協定	
根拠法令	法律	都市計画法	建築基準法	都市緑地法	景観法	—	
	条例	大津市地区計画等の案の作成手続きに関する条例	大津市建築協定に関する条例	—	—	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(滋賀県)	
ルールの種類	建物・敷地	建物の用途	○	○	×	○	○*
		敷地の面積	○	○	×	○	○*
		建物の規模(建ぺい率・容積率)	○	○	×	○	○*
		建物の高さ	○	○	×	○	○*
		建物の位置(外壁の後退距離)	○	○	×	○	○*
		塀・垣・さくの構造など	○	○	○	○	○
		建物のデザイン・色	○	○	×	○	○
	緑化率・緑化に関する事	○	×	○	○	○	
	緑地の保全	○	×	○	○	○	
	工作物	○	×	×	○	○*	
	屋外広告物	○	○ 建築に付随するもの	×	○	○*	
	道路・公園等の位置づけ	○	×	×	×	○*	
	その他	×	×	×	○ 花壇づくりや清掃等	○ 花壇づくりや清掃等	
対象区域		都市計画区域内(0.5ha以上の一団の土地)	大津市全域	都市計画区域内	景観計画区域内	県内の自治会や町内会などの区域	
手続き	策定主体	土地所有者等が考えて大津市が決定	土地の所有者等			町内で話し合い、市長の推薦により知事が認定	
	合意形成	土地所有者等の3分の2以上かつ同意者の所有面積が全体の3分の2以上【市条例による】	協定者全員の合意が必要			協定区域内の土地や建物の所有者または管理者の3分の2以上	
	決定・認可権者	市町村(大津市)	特定行政庁(大津市)	市町村(大津市)	景観行政団体(大津市)	滋賀県知事	
運用	効力の及ぶ範囲	区域内全体	協定の区域内全体(後から土地の所有者等となった人にも効力が及ぶ)			協定の区域内全体	
	有効期間	なし	協定で定める 一般的には10年	協定で定める 5年以上30年未満	協定で定める 5年以上30年以下	協定で定める(5年以上)	
	ルールの運用体制	大津市へ届出	土地所有者等により自主的にチェック(一般的には運営委員会を組織し運営する)			任意	
	ルールに従わなかった場合	大津市により勧告	協定違反があった場合の措置は協定の定めによる(法律では違反措置の定めはありません)			無し	

ステップ4

注意：ルールの種類における○は任意に決めることができ、×は決めることができません。
：「近隣景観形成協定」の*印は、景観形成に関する内容について決めることができます。

6 詳しくはどこに聞けばいいの？～手続き・問合せ先～

ルール・制度検討の相談や詳しい内容、制度導入までの手続き等についてわからないことがあれば、下記までお問い合わせください。

地区計画	建築協定	緑地協定	景観協定	近隣景観形成協定
大津市役所 都市計画部				滋賀県 土木交通部 都市計画課
都市計画課	建築指導課	公園緑地課	都市計画課	都市計画課 (申込・補助金に関するお問合せ)
☎077 528-2770	☎077 528-2774	☎077 528-2784	☎077 528-2770	☎077 528-4184

ルールを活用し地域に応じた住みよいまちづくりを実現しましょう！